

定 款

第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社神戸物産と称する。
英文では、KOBE BUSSAN CO.,LTD.と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. フランチャイズチェーンの本部として加盟店の経営指導及び資金の貸付
2. 食品の製造・販売
3. 食品・資材の輸出入
4. 惣菜店・飲食店の経営
5. 酒類の製造・販売
6. 果実、野菜を原料とした飲料の製造及び販売
7. 酒類原料調味剤料の栽培、製造加工及び販売
8. 嗜好飲料品の製造・販売
9. インターネットを利用した通信販売
10. 海外投資事業
11. 情報処理サービス業及び情報提供サービス業
12. 有価証券の保有・売買及び運用
13. 店舗・厨房の企画・設計・施工
14. 食品機械器具の製造・販売・輸出入
15. 倉庫業
16. 貨物運送取扱業
17. 食品関連コンサルティング及びマーケティングリサーチ
18. 農業経営
19. 酪農・畜産経営
20. 飼料・堆肥の生産販売
21. 農業土木の経営
22. 農業資材の仕入販売
23. 耕種農業
24. 生鳥の飼育
25. 鶏肉の生産・加工・販売
26. 馬及び畜食肉加工事業
27. 建築工事業
28. 電気工事業
29. 管工事業

30. 機械器具設置工事業
31. 内装仕上工事業
32. 自然エネルギー等による発電、発熱、電気の供給及び販売
33. 自然エネルギー等による発電、発熱に係る設備の設置、運用及び保守管理業務
34. 新電力開発
35. 発電事業
36. 発電事業に付随する町おこし事業
37. エネルギー管理システムの開発・運用
38. 再生エネルギーを利用した事業
39. 木質バイオマス発電事業
40. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を兵庫県加古郡稲美町に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、512 百万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(株式取扱規程)

第8条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

(基準日)

第 10 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

②前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年1月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある時に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第 12 条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

第 13 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 14 条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる

②前項の開示を行ったときは、法務省令に定めるところにより、当社が当該事項に係る情報を株主に対して提供したものとみなされる。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第16条 当会社に取り締役12名以内を置く。

(選任)

第17条 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

②取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第18条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第19条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

②取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

②取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第22条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第23条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の損害賠償責任の一部免除)

第 24 条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であったものを含む。)の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

②当社は、社外取締役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第 25 条 当社に監査役 3 名以内を置く。

(選任)

第 26 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

②当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

③前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第 27 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(監査役会の招集通知)

第28条 監査役会の招集通知は各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(常勤の監査役)

第29条 当社は、監査役会の決議により常勤の監査役を選定する。

(監査役会規程)

第30条 監査役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の損害賠償責任の一部免除)

第 31 条 当社は、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であったものを含む。)の当社に

対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

②当社は、社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。

第6章 会計監査人

(選任)

第32条 会計監査人の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第33条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計算

(事業年度)

第34条 当社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までとする。

(剰余金の配当)

第35条 株主総会の決議により、毎事業年度末の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

②前項のほか、取締役会の決議により、毎年4月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(自己株式の取得)

第36条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金等の除斥期間)

第37条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2020年11月1日改定